

# 下水道で住みよいまちづくり

快適な生活環境の確保と河川の水質保全を図るため、公共下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽の設置整備事業により、家庭から出る汚水の浄化に努めています。

## ●公共下水道の整備状況

平成20年度末で546ヘクタールの区域が、公共下水道を利用できるようになりました。4月から下水道が利用できる区域は主に次のとおりです。

- ・下蒲生地区の一部
- ・上蒲生地区の一部
- ・三村地区の一部

## ●農業集落排水施設の整備状況

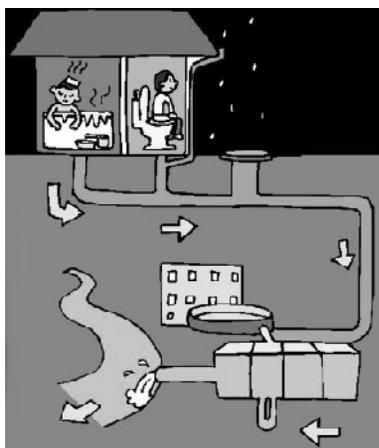
大山、上三川北東部、上三川東部地区で、農業集落排水処理施設の使用ができます。

## ●接続はお早め!

下水道が使用できる地域は、すみやかに接続をお願いします。

接続するための排水設備の工事は、町指定工事店に直接お申し込みください。

指定工事店については、上下水道課へお問い合わせください。



## ●下水道を使用される皆さんへのお願い

雨が降ると下水処理場への流入量が増えます。町の下水道は、汚水専用です。(本郷台団地等、一部の地域では、雨水専用のものもあります。)

下水の処理には、ポンプ等沢山の機械を動かすため、雨水の流入は無駄な電気代がかかってしまいます。また、流入量が処理能力を超えた場合は、適正な処理ができません。

雨水が入らないように次のことをお願いします。  
・雨といの排水は、絶対に接続しないでください。  
・宅地内のますが破損した時は、早めに修理をしてください。

・外流しを使用しないときは、栓をするなど雨水が入らないようにしてください。

## ●平成21年度整備計画

公共下水道事業は、富士山地区、上蒲生南部地区、下蒲生地区等の整備を予定しています。

## ▼問い合わせ先

上下水道課 業務係

☎9168

上下水道課 公共下水道係

☎9144

上下水道課 農業集落排水係

☎9172

みなさんの公園です!!

マナーを守りましょう!!

## 公園利用上のお願い

施設を壊したり、ゴミが散乱している公園が多く見受けられます。みなさんが気持ち良く利用できるように、次のルールを守ってください。

### 公園利用上のルール

○犬が入園禁止となっている公園には、犬を入れないでください。

※公園内に、犬や家畜等のフンがたくさんみられます。必ず持ち帰ってください。飼い主の責任です。

※平成21年4月から新たに、富士山公園は「犬入園禁止」となりました。

※「犬入園禁止」の看板がない公園においても、関係法令等により、犬は常にけい留しておかなければならないこととされています。

○トイレ・ベンチ等への落書きや、施設を壊すことはしないでください。

○こみは、必ず持ち帰ってください。

○園内でのゴルフ・ラジコン及び車輛の乗り入れは禁止です。

○花火は禁止です。

○たばこの投げ捨てはしないでください。(芝が燃える事故が毎年発生しています。)

○その他、利用者の迷惑になるようなことはしないでください。

## ▼問い合わせ先

都市建設課 都市整備係

☎9141